

制裁規程に関する意見を踏まえた修正案

平成21年6月29日

設立委員会における意見

(職員制裁規程)

設立委員会における意見	修正前	修正案
<p>第1条の職員の定義をもっと限定すべきではないか。有期雇用職員には適用されない条項があり、明確に分けて書くべきではないか。</p>	<p>第1条 この規程は、日本年金機構法(平成19年法律第109号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、日本年金機構(以下「機構」という。)の職員(期間を定めて雇用される職員を含む。以下「職員」という。)に対する制裁の種類、程度及び手続等を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この規程は、日本年金機構法(平成19年法律第109号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、日本年金機構(以下「機構」という。)の職員に対する制裁の種類、程度及び手続等を定めることを目的とする。ただし、期間の定めのある労働契約を締結する職員については、当該職員の労働契約の内容に矛盾しない範囲内にその適用を限るものとする。</p>
<p>特定業務契約職員をカバーするためクラスについて追加</p>	<p>第2条 (略) (6)降格 役職を免じ、又は等級を引き下げる。</p>	<p>第2条 (略) (6)降格 役職を免じ、又は下位の等級若しくはクラスに格付ける。</p>
<p>第4条の減輕について、第3条第1項、第2項ではあり得ると思うが、第3項に該当するものには無いと思う。書き分けるべきではないか。</p>	<p>第3条 職員が、法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)、児童手当法(昭和46年法律第73号)、健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書、就業規則その他の規程に違反し、又は機構の職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該職員を注意し、訓告し、戒告し、減給し、停職し、降格し、諭旨解雇し又は懲戒解雇する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員を注意し、訓告し、戒告し、減給し、停職し又は降格する。</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員を諭旨解雇し又は懲戒解雇する。</p> <p>(制裁の減輕) 第4条 制裁は、情状により、減輕し、又は免除することができる。</p>	<p>第3条 職員が、法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)、児童手当法(昭和46年法律第73号)、健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書、就業規則その他の規程に違反し、又は機構の職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該職員を注意し、訓告し、戒告し、減給し、停職し、降格し、諭旨解雇し又は懲戒解雇する。ただし、情状により、制裁を減輕し又は免除することがある。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員を注意し、訓告し、戒告し、減給し、停職し又は降格する。ただし、情状により、制裁を免除することがある。</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該職員を諭旨解雇し又は懲戒解雇する。ただし、情状により、解雇以外の制裁を課すことがある。</p> <p>(制裁の減輕) 第4条 削除</p>

設立委員会における意見	修正前	修正案
第5条に関し、教唆した者と実行した者の量定が同じなのは修正すべき	(教唆及び幫助) 第5条 制裁の事由に該当する行為を教唆した者については、その行為をした者と同じ制裁を行う。	(教唆及び幫助) 第4条 制裁の事由に該当する行為を教唆した者については、その行為をした者として制裁を行う。
制裁審査会について、不服申立を事後で行うのか、調査の過程であるのかいずれか。	(不服申し立てに関する規定なし)	原案どおり
条文中、「理事長が決定」等の記載があるが、機構は法人であるので「機構が決定」とすべき。	(制裁の決定) 第7条 理事長は、第9条に規定する職員制裁審査委員会(次条において同じ。)からの報告を踏まえ、制裁の決定を行う。 2 制裁の効力は、制裁を受けるべき者に対し、当該制裁の内容を記載した制裁通知書(以下「通知書」という。)を交付したと認められるときに発生する。	原案どおり
機構では、「注意」、「訓告」に相当するものまで、制裁審査委員会に諮るのか	(調査及び報告書の作成等) 第8条 コンプライアンス担当部署の長は、職員の行為について制裁の事由に該当する疑いがあると認めるときは、その事実の存否、内容、関係者等について調査を指示する。 2 前項の調査を行った者は、制裁調査報告書(以下「報告書」という。)を作成し、遅滞なく理事長に提出しなければならない。 3 理事長は、前項の報告書により、当該職員に、制裁の事由に該当する行為があると思料する場合は、職員制裁審査委員会に審査を付託するものとする。	原案どおり
公表についても、「注意」、「訓告」まで行うのか。	(制裁の公表) 第13条 機構は、次の各号のいずれかに該当する制裁を行った場合に、公表するものとする。 (1)職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る制裁 (2)職務に関連しない行為に係る制裁のうち、戒告、減給、停職、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇の場合	(制裁の公表) 第12条 機構は、戒告、減給、停職、降格、諭旨解雇又は懲戒解雇の制裁を行った場合に、公表するものとする。

(役員制裁規程)

設立委員会における意見	修正前	修正案
役員制裁規程第3条第3項について、役員の出向、異動は不要ではないか。	<p>(制裁の事由) 第3条 (略)</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員を解任する。</p> <p>(3) 正当な理由なく人事異動又は出向を拒否したとき。</p>	<p>原案どおり</p>
第4条の減輕について、第3条第1項、第2項ではあり得ると思うが、第3項に該当するものには無いと思う。書き分けるべきではないか。	<p>第3条 役員が、法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)、児童手当法(昭和46年法律第73号)、健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書、その他の規程に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員を注意し、訓告し、戒告し、減俸し又は解任する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員を注意し、訓告し、戒告し又は減俸する。</p> <p>3(略)</p> <p>(制裁の減輕) 第4条 制裁は、情状により、減輕し、又は免除することができる。</p>	<p>第3条 役員が、法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)、児童手当法(昭和46年法律第73号)、健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書、その他の規程に違反し、又は機構の役員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員を注意し、訓告し、戒告し、減俸し又は解任する。ただし、情状により、制裁を減輕し又は免除することがある。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員を注意し、訓告し、戒告し又は減俸する。ただし、情状により、制裁を免除することがある。</p> <p>3(略)</p> <p>(制裁の減輕) 第4条 削除</p>
第5条に関し、教唆した者と実行した者の量定が同じなのは修正すべき	<p>(教唆及び幫助) 第5条 制裁の事由に該当する行為を教唆した者については、その行為をした者と同じ制裁を行う。</p>	<p>(教唆及び幫助) 第4条 制裁の事由に該当する行為を教唆した者については、その行為をした者として制裁を行う。</p>

設立委員会における意見	修正前	修正案
<p>条文中、「理事長が決定」等の記載があるが、機構は法人であるので「機構が決定」とすべき。</p>	<p>(制裁の決定)</p> <p>第7条 理事長は、第11条に規定する役員制裁審査委員会（次条から第10条までにおいて同じ。）からの報告を踏まえ、制裁の決定を行う。</p> <p>2 理事長は前項の場合において監事を解任することが適当と認めるときは、役員制裁審査委員会の報告を添付の上、厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>3 制裁の効力は、制裁を受けるべき者に対し、当該制裁の内容を記載した制裁通知書（以下「通知書」という。）を交付したと認められるときに発生する。</p> <p>(理事長に対する制裁)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、理事長に対する制裁は役員制裁審査委員会からの報告を踏まえ、理事会の決定により行うものとする。</p> <p>2 理事会は、前項の場合において理事長を解任することが適当と決定したときは、監事に対し、速やかに報告するものとする。</p> <p>3 監事は、前項の報告を受けたときは、当該報告を記載した書面を添付の上、厚生労働大臣に意見を提出するものとする。</p>	<p>原案どおり</p>
<p>公表についても、「注意」、「訓告」まで行うのか。</p>	<p>(制裁の公表)</p> <p>第16条 機構は、次の各号のいずれかに該当する制裁をした場合に、公表するものとする。</p> <p>(1)職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る制裁</p> <p>(2)職務に関連しない行為に係る戒告、減俸又は解任である制裁</p>	<p>(制裁の公表)</p> <p>第15条 機構は、戒告、減俸又は解任の制裁をした場合に、公表するものとする。</p>